

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 22.5.28 第 174 回国会第 24 号

5月28日(金) 第24回の委員会が開かれました。

1 鉢呂委員長から就任の挨拶が行われました。

2 独立行政法人地域医療機能推進機構法案(内閣提出、第173回国会閣法第8号)

- ・青木愛君外4名(民主、公明、共産、社民)提出の修正案について、提出者古屋範子君(公明)から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
(賛成 - 民主、公明、共産、社民 反対 - 自民、みんな)
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
(賛成 - 民主、公明、共産、社民 反対 - 自民、みんな)

3 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(田村憲久君外4名提出、衆法第17号)

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(園田康博君外6名提出、衆法第23号)

- ・提出者加藤勝信君(自民)及び提出者三宅雪子君(民主)からそれぞれ趣旨説明を聴取しました。
- ・長妻厚生労働大臣及び山井厚生労働大臣政務官並びに提出者田村憲久君(自民)及び提出者園田康博君(民主)に対し質疑を行いました。
- ・両案の撤回を許可することに決しました。

田名部 匡 代君(民主)

- ・連立合意にあるとおり新たな制度は応能負担とし、「制度の谷間」をなくすこと、また、当事者を入れた議論を受けた法案作成をすること、この点に変わりがないことを厚生労働大臣及び与党案提出者に確認したい。
- ・障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が進められることは、障がい者総合福祉法の目指す地域移行と同様の動きであると考え。新体系サービスへの移行の状況を伺いたい。
- ・新たな制度ができるまでの間、何もしないのではなく、障害者の地域移行等に必要な予算を適切に措置していくということを山井厚生労働大臣政務官に確認したい。

阿部 知子君(社民)

- ・障害者の移動支援は、障害の程度ではなく、社会参加の観点による障害者本人の意思に即した支援が必要であると考え、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・地域生活支援事業で実施されている移動支援の地域間格差を是正するため、厚生労働大臣は今後どう対処していくのか見解を伺いたい。

- ・与党案は平成25年8月までの時限立法であるが、そのこの意味は何か与党案提出者に伺いたい。

菅原 一 秀君(自民)

- ・与党案では、障害程度区分の見直し規定が入っていないが、知的障害や精神障害を適正に判定できない現状の問題点にどう対応していくのか。
- ・グループホームやケアホームの家賃補助について、どのような考えで制度を導入し、補助額の水準はどうするのか自民・公明案提出者に伺いたい。
- ・自民・公明案に入っていない障害者の移動支援に関する見直し規定を盛り込むべきだと考えるが、いかがか。

高木 美智代君(公明)

- ・前政権においては障害者自立支援法の改善のために様々な取組をしてきたが、これまでの取組について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。また、今後はどのように取組んでいけるのか。
- ・在宅で重症心身障害児を看護や介護している人への支援体制を充実させるべきだと考えるが、厚生労働大臣の見

解を伺いたい。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・自民党は、障害者自立支援法の枠組みを残すとしているのに対し、与党は廃止すると言っている。両案を一本化することは無理なのではないか。

- ・今回の法案については、改悪ではないにもかかわらず、法案に対して不満の声がたくさん出ていることについて、その理由を厚生労働大臣はどのように考えているか。
- ・自民・公明案の説明によれば、現状でも実質的には応能負担であり、これを法律に明記するとされている。改正案は現状を追認するもので、応益負担を撤回することにはならないのではないかと。

4 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案起草の件

- ・鉢呂委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・高橋千鶴子君（共産）から発言がありました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決めました。（賛成 - 民主、自民、公明、みんな 反対 - 共産、社民）

5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）

- ・長妻厚生労働大臣、細川厚生労働副大臣、山井厚生労働大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

あべ 俊子君（自民）

- ・本家で登録型派遣、製造業派遣等を禁止することにより、どの程度の派遣労働者が失業等の影響を受けると想定しているか。
- ・常用雇用されている派遣労働者のうち、期間の定めのない雇用契約を結んでいる労働者は一部である。常用雇用の定義自体を見直す必要があるのではないかと。
- ・雇用を安定化させるためには、直接雇用の促進よりも解雇のルールを明確化を優先すべきではないか。解雇のルールの明確化を今後どのように進めていくのか。

協議において、政府は小出しにするのではなく、全般的な論点項目についての救済策を提示すべきであるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・民主党マニフェストに掲げる最低賃金の引上げは、中小企業の生産性の向上と一体的に取り組む必要がある。最低賃金の引上げが中小企業に与える影響を調査し、その結果を早急に公表すべきではないか。
- ・本家では、行政の解釈次第で違法派遣と判断され、労働契約申込みのみなし制度が適用されてしまう懸念がある。行政の裁量を小さくし、労働者派遣制度を使い勝手の良い制度に変えていく必要があるのではないかと。

松浪 健太君（自民）

- ・本家の施行までには3年の猶予があり、結論を急ぐべきではない。正規・非正規雇用という枠を超えた労働移動が可能となるよう、もっと大きな議論をすべきではないか。
- ・労働政策審議会でも、中小企業は自前で人員を確保することは困難との意見が出ている。不況で苦しむ中小企業に、3年間の猶予期間の中でどの程度の対応を求められているのか。
- ・松下PDP事件で、偽装請負の発覚により直接雇用されることになった労働者は、半年後に雇止めにされた。本家における直接雇用みなし制度は実効力を持つのか。

坂口 力君（公明）

- ・今回の法改正により、派遣が請負に移行すると考えられるが、これにより労働者の労働条件がよくなるかどうか問題であり、そのためには実態を把握する必要がある。派遣労働者と請負労働者の正規雇用率、平均手取賃金、マージン率及び社会保険加入率をそれぞれ伺いたい。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・今回の法改正では、派遣労働者108万人のうち規制対象となるのは18万人にすぎない。このような例外の方が多い規制について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・常時雇用の労働者派遣を例外とするような今回の法改正では偽装請負等の違法行為の問題を解決することはできないのではないかと。
- ・違法派遣の場合の労働契約申込みのみなし規定における派

大村 秀章君（自民）

- ・B型肝炎訴訟の早期解決を目指して、今回の7月の和解

遣先との労働契約期間は、派遣元での労働契約上の期間ではなく期間の定めのないものにすべきでないか。

柿澤未途君(みんな)

- ・今回の法改正で規制対象となる18万人が失業の不安を抱くことがないよう政府はしっかり雇用対策を講ずるとい

う約束をすべきではないか。

- ・今回の法改正により派遣の請負化が進むと考えられるが、これが望ましい方向と考えているのかどうか厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・経済産業研究所の派遣労働者アンケートによると今までどおり登録型派遣で働きたいという派遣労働者は多いと考えられるが、誰のために法改正を行うのか。